

目次

第1部 債権配当手続の実務

——手続の流れと書式・記載例——

I	債権配当と不動産配当の違いについて	2
1	はじめに	2
2	配当等手続実施までの段階	3
(1)	配当等手続事件の事件番号	3
(2)	配当の実施ができるか否かの判断	3
(3)	配当原資について	4
(4)	配当を受けるべき債権者	5
3	配当等手続実施の段階	6
4	配当等手続実施後の段階	7
5	終わりに	8
	【図表1-1】 債権配当手続チャート	9
II	執行供託—権利供託・義務供託	10
1	執行供託の意義	10
2	権利供託	10
(1)	権利供託ができる場合	11
(2)	供託すべき金額	12
(3)	供託すべき供託所	12
(4)	供託書の記載事項	12
3	義務供託	13
(1)	義務供託をしなければならない場合	13

(2) 供託すべき金額	13
(3) 供託すべき供託所	14
(4) 供託書の記載事項	14
(5) 供託のために要する費用	14
〔参考〕 供託書の記載に関する若干の留意事項	15
【記載例Ⅱ-1】 権利供託例	16
【記載例Ⅱ-2】 義務供託例（差押えが競合する場合）	17
【記載例Ⅱ-3】 義務供託例（強制執行による差押えと滞納処分 による差押えが競合する場合）	18
〔参考〕 OCR用供託書	19
Ⅲ 事情届	20
1 はじめに	20
2 事情届の記載方法	21
3 事情届の提出先	22
4 事情届の添付書面	23
5 事情届の訂正	23
6 事情届提出による配当等手続事件の立件	24
【図表Ⅲ-1】 事情届の提出先	25
【図表Ⅲ-2】 配当等手続の開始書面	26
【記載例Ⅲ-1】 事情届	28
【記載例Ⅲ-2】 供託証明申請書	29
【記載例Ⅲ-3】 事情届訂正の上申書	30
Ⅳ 債権配当と滞納処分	31
1 はじめに	31
2 差押えの競合と供託および事情届	31
(1) 差押えの競合が生じていない場合	32

(2) 差押えの競合が生じている場合	32
(イ) 滞納処分による差押えが先行している場合	32
(ロ) 民事執行による差押えが先行している場合	32
3 滞納処分庁からの残余金等	33
4 強制執行続行決定および滞納処分続行承認決定	34
5 仮差押えの執行と滞納処分による差押えの競合	35
【記載例Ⅳ-1】 滞納処分庁への事情届	36
【参考例Ⅳ-1】 事情届通知書	37
【参考例Ⅳ-2】 残余金交付通知書	38
〔参考〕 債権配当と滞納処分の概要	39
Ⅴ 事情届の受理・不受理	41
1 はじめに	41
2 事情届の受理	41
(1) 一般の第三債務者からの事情届の受理	41
(2) 供託官からの事情届の受理	42
3 実務上問題となる事情届例	43
4 事情届の不受理の手続	46
5 第三債務者の責任	47
6 事情届不受理後の第三債務者等の手続	48
【図表Ⅴ-1】 供託官の事情届提出要件	49
【記載例Ⅴ-1】 供託官の事情届	50
【記載例Ⅴ-2】 不受理の上申書（不受理申請書）	51
【記載例Ⅴ-3】 不受理証明申請書	53
【記載例Ⅴ-4】 受書	56
【参考例Ⅴ-1】 不受理決定例1	57
【参考例Ⅴ-2】 不受理決定例2	58
【参考例Ⅴ-3】 不受理決定例3	59

【参考例V-4】 照会書	60
VI 第三債務者への照会等	61
1 はじめに	61
2 事情届等の提出に形式的な不備がある場合	62
3 事情届等の提出に実質的な不備がある場合	64
4 その他の照会事項	65
5 事情届等に代わる照会	66
6 照会等に対し第三債務者が回答する責任について	66
【参考例VI-1】 照会書例1	68
【参考例VI-2】 照会書例2	69
【参考例VI-3】 照会書例3	72
【参考例VI-4】 照会書（ゴルフ会員権等の場合）	74
【参考例VI-5】 回答書（ゴルフ会員権等の場合）	75
VII 配当手続と弁済金交付手続	76
1 配当手続と弁済金交付手続の違い	76
2 配当期日の呼出し等	77
3 配当期日または弁済金交付日における不服申立ての可否	78
4 弁済金交付日から配当期日への変更の要否	79
【図表VII-1】 配当手続と弁済金交付手続の違い	81
【記載例VII-1】 強制執行の停止を求める上申書	82
VIII 配当期日の呼出し等	83
1 はじめに	83
2 配当期日の呼出し	84
(1) 配当期日呼出状の送達	84
(2) 配当期日の呼出しに要する費用について	85

(3) 債権者に送達される文書について	85
(4) 債務者に送達される文書について	87
3 債務者に対する配当期日の呼出しが不奏功となった場合の手続	87
4 弁済金の交付日の通知	88
(1) 弁済金交付日通知書の送付	88
(2) 弁済金交付日通知書の送付に要する費用について	88
(3) 債権者および債務者に送付される文書について	88
【参考例VIII-1】 配当期日呼出状および計算書提出の催告書	90
【参考例VIII-2】 債権計算書	91
【参考例VIII-3】 期日請書	92
【参考例VIII-4】 受書	93
【参考例VIII-5】 配当期日呼出状	94
【参考例VIII-6】 弁済金交付日通知書および計算書提出の催告書	95
【参考例VIII-7】 送達場所等の届出書	96
〔参考〕 配当期日呼出状の送達の概要	97

IX 債権計算書の提出 103

1 はじめに	103
2 債権計算書で認められる債権の範囲について	103
(1) 元金	104
(2) 附帯請求	104
(3) 仮差押債権者	105
3 債権計算書の書き方（総論）	105
(1) 請求債権の特定	105
(2) 現存する債権額を確定するときの留意事項	105
(イ) 第三債務者から取立てをしている場合	105
(ロ) 継続して配当を受ける場合の手続費用	107
4 債権計算書の書き方（各論）	107

(1) 事件番号	107
(2) 作成者の表示および使用印	107
(イ) 作成者の表示	107
(ロ) 使用印	108
(3) 「債権発生年月日及びその原因」欄	108
(4) 「元金現在額」欄	108
(5) 「債務名義・仮差押命令または担保権の表示」欄	109
(イ) 強制執行（ル事件）による差押債権者（債務名義による 配当要求債権者を含む）の場合	109
(ロ) 仮差押債権者の場合	109
(ハ) 担保権者（ナ事件）の場合	110
(6) 利息・損害金	110
(イ) 「期間」・「日数」欄	110
(ロ) 「利率」欄	111
(ハ) 「利息・損害金の別」欄	112
(ニ) 「利息・損害金現在額」欄	112
(7) 「執行費用」欄	112
(8) 「備考」欄	112
5 債権計算書の添付書類	113
6 債権計算書を提出しない場合の措置	113
【記載例IX-1】 債権計算書記載例	114
X 配当原資（配当財団）	115
1 はじめに	115
2 債権配当手続と不動産配当手続における配当原資の違い	115
3 配当原資の種類	116
4 供託金を配当原資とする場合の留意事項	119
(1) 配当原資となる範囲の確定	119

〔参考〕 賃料債権の差押えと配当原資となる範囲	120
(2) 供託利息	121
(イ) 供託利息を配当原資に加えることの可否	121
〔参考〕 配当原資と配当（金）の上限	121
(ロ) 供託利息の付される期間	123
(ハ) 供託利息の利率	123
(ニ) 供託利息の計算方法	124
(ホ) 配当実施後の供託利息	125
5 (参考) 実務処理の流れ	126
【参考例X-1】 第三債務者への照会書	127

XI 配当を受けるべき債権者 133

1 はじめに	133
2 配当を受けるべき債権者の具体例	133
(1) 差押債権者	133
(2) 仮差押債権者	135
(3) 配当要求債権者	135
〔参考〕 抵当権に基づく物上代位権者が、自分で差押えをする ことなく配当要求することが認められるか	137
(4) 交付要求債権者	137
(5) 滞納処分により差押えをした滞納処分庁	138
3 実務上配当加入できるか否かが問題となる場合	139
(1) 配当加入全般に関する問題点	139
(2) 事情届および供託書に記載のない差押命令の債権者	140
(3) 差押命令の申立てに配当要求効が認められるか	141

XII 仮差押債権者に対する配当の考え方 143

1 仮差押債権者の配当手続上の地位	143
-------------------	-----

2 仮差押債権者が債務名義を取得し、配当加入遮断効（配当に加入することが制限される時期）前に本差押えを入れた場合	143
(1) 仮差押えから本執行（本差押え）への移行が認められる事案の場合	144
(イ) 要件	144
(ロ) 効果	144
(2) 仮差押えから本執行（本差押え）への移行が認められない事案の場合	145
(3) みなし解放金に対する本差押えの場合	145
3 仮差押債権者が配当加入遮断効前に本差押えを入れていないが、配当期日もしくは弁済金交付日までに債務名義を取得した場合	146
4 配当期日等までに仮差押債権者が債務名義を取得できない場合	147
5 仮差押債権者と債務名義に関する若干の留意点	147
(1) 送達証明書提出の必要性について	147
(2) 仮差押債権者の債務名義の取得についての問題点	148
6 仮差押債権者の承継	148
【図表XII-1】 仮差押債権者の配当金受領方法一覧表	150
〔参考〕 一部認容・一部棄却の場合の考え方	151

XIII 不動産競売・任意売買による所有権の

移転と債権配当 152

1 はじめに	152
2 不動産競売の代金納付による所有権移転の場合	152
(1) (ナ)事件のみの場合	152
(イ) 配当実施をする場合と不受理とする場合の基準について	152
(ロ) 若干の具体例	154
(ハ) 配当実施か不受理かを判断する資料	155

(ニ) 配当実施あるいは不受理後の(ナ)事件の処理について	155
(ホ) 新所有者（買受人）に対する支払委託の可否	156
(2) (ル)事件のみの場合	157
(イ) 配当実施をする場合と不受理とする場合の基準について	157
(ロ) 配当実施か不受理かを判断する資料	158
(ハ) 配当実施あるいは不受理後の(ル)事件の処理について	159
(ニ) 新所有者（買受人）に対する支払委託の可否	159
(3) (ナ)事件および(ル)事件が競合している場合	160
3 任意売買による所有権移転の場合	160
(1) (ナ)事件のみの場合	160
(イ) 配当実施をする場合と不受理とする場合の基準について	160
(ロ) 配当実施か不受理かを判断する資料	161
(ハ) 配当実施あるいは不受理後の(ナ)事件の処理について	162
(ニ) 新所有者（買受人）に対する支払委託の可否	162
(2) (ル)事件のみの場合	162
(3) (ナ)事件および(ル)事件が競合している場合	162
4 まとめ	163
〔参考〕 競売・任意売買と債権配当	164
【記載例XIII-1】 配当を求める上申書（不動産競売を前提とする場合）	165
【記載例XIII-2】 配当を求める上申書（任意売買を前提とする場合）	165
【参考例XIII-1】 不受理決定例 1	166
【参考例XIII-2】 取消決定書 1	168
【参考例XIII-3】 取消決定書 2	168
【参考例XIII-4】 不受理決定例 2	169

XIV 配当の順位	173
1 はじめに	173
2 第三債務者の供託費用等	173
3 手続費用	174
4 租税と公課間の優先順位	175
(1) 租税と公課との優先順位	176
(2) 租税相互間の優先順位	176
(i) 交付要求先着手の適用	176
(ii) 差押先着手の不適用	177
(3) 公課間の優先順位	177
5 租税・公課と担保権の実行等との優先順位	177
(1) 租税・公課と抵当権等の物上代位との優先順位	178
(2) 租税・公課と質権実行等との優先順位	178
(3) 公租公課と先取特権との優先順位	178
6 担保権の実行等の優先順位	178
(1) 物上代位相互間の優先順位	178
(2) 質権と抵当権等による物上代位との優先順位	180
(3) 抵当権等による物上代位と一般の債権との優先順位	180
7 先取特権の優先順位	180
(1) 先取特権の相互の優先順位	180
(2) 先取特権と抵当権等の物上代位に基づく権利との優先順位	181
(3) 先取特権と権利質との優先順位	181
8 一般の債権	181
9 その他優先関係について留意すべき事項	182
(1) 強制執行の請求債権が優先権を有する債権である場合	182
(2) 仮差押えの被保全債権が優先権を有する債権である場合	182
10 実務上多く見られるパターン	183

【参考例XIV-1】 配当表例	186
-----------------------	-----

XV 配当表および弁済金交付計算書の記載事項 について	191
1 はじめに	191
2 配当表の記載事項について	192
(1) 配当表の構成	192
(2) 配当表の記載事項	192
3 弁済金交付計算書の記載事項について	201
【参考例XV-1】 配当表例 1	204
【参考例XV-2】 配当表例 2	206
【参考例XV-3】 弁済金交付計算書例 1	208
【参考例XV-4】 弁済金交付計算書例 2	210
【参考例XV-5】 弁済金交付計算書例 3	212
XVI 比較的複雑な配当における配当表の見方について	214
1 はじめに	214
2 債権者によって配当加入状況が異なる場合の配当表の見方	214
(1) 配当表について	215
(2) 配当加入等の状況表について	215
(3) 配当実施額の計算方法について	216
(4) 債権配当における回収の限界	217
(5) 債権者の配当順位および配当加入状況が異なる場合の配 当表例について	218
3 第三債務者が多数存在する場合の配当表	219
【参考例XVI-1】 配当表例 1	220
【参考例XVI-2】 配当表例 2	224
【参考例XVI-3】 配当表例 3	226

【参考例XVI-4】 配当表例4	230
XVII 配当の実施	234
1 はじめに	234
2 配当期日前の留意点	235
(1) 配当表原案の閲覧について	235
(2) 配当期日の前に当事者が準備する事項等	236
3 事件の呼上げおよび出頭当事者の確認	238
4 配当表原案の提示	239
5 配当異議の申出	239
6 配当金（配当財団が供託金の場合は証明書）の交付	240
(1) 配当財団が供託金の場合	240
(イ) 配当期日に出席した債権者等の確認事項	240
(ロ) 配当期日に出席しない場合	241
(ハ) 剰余金のある債務者の場合	241
(ニ) 供託金の支払委託手続	242
(2) 配当財団が保管金の場合	243
7 配当留保供託	243
8 配当留保供託後の配当の実施（供託金の受領手続）について	244
【記載例XVII-1】 受書	246
【記載例XVII-2】 配当金等支払請求書	247
【参考例XVII-1】 支払委託書	248
【参考例XVII-2】 証明書	249
【参考例XVII-3】 事務連絡	250
【参考例XVII-4】 ご案内（支払手続）	251
XVIII 配当異議	252
1 はじめに	252

2 配当異議の申出ができる者	252
3 配当異議の申出をする方法	253
4 配当異議申出の効果	255
5 配当異議申出後の手続	255
【図表XIII-1】 配当異議の申出人・相手方・提出書面	255
【記載例XIII-1】 配当異議の訴え提起の上申書	258
【記載例XIII-2】 配当異議の訴え提起の証明申請書	259
【参考例XIII-1】 配当期日調書（配当異議の場合）	261
〔参考〕 配当異議の申出—債権者と債務者による異同の概要	262
XIX 配当異議訴訟終了後の手続	263
1 はじめに	263
2 配当異議訴訟の終了事由と執行裁判所に提出する書類	263
(1) 執行裁判所に上申書等を提出する際の一般的な留意事項	264
(2) 訴えの取下げ	265
(3) 和解	265
(4) 判決	267
【図表XIX-1】 配当異議訴訟終了後の債権配当手続の進行に ついて	269
【記載例XIX-1】 支払委託を求める上申書	270
【記載例XIX-2】 取下証明申請書	272
【記載例XIX-3】 和解条項例	274
【記載例XIX-4】 判決確定証明申請書	275
XX 配当が留保された仮差押債権者に対する配当	277
1 はじめに	277
2 証明文書について	278
(1) 本案の債務名義	278

(2) 当事者の同一性	278
(3) 債権の同一性	278
3 提出書類と支払委託の手続	279
(1) 提出書類	279
(2) 支払委託の手続	280
(3) 債務名義還付申請書および受書	280
【記載例XX-1】 支払委託の上申書（債務名義の取得による）	282
【記載例XX-2】 債務名義等還付申請書	283
XXI 合意配当	284
1 はじめに	284
2 合意配当のための要件	285
3 合意配当の運用のイメージ	286
(1) 執行裁判所への事前連絡	286
(2) 期日の打合せ・期日請書および債権計算書の提出	287
(3) 上申書（合意書）の提出	287
(4) 配当表原案の作成	287
(5) 配当期日における配当実施	287
【記載例XXI-1】 上申書（合意書）	288
【参考例XXI-1】 配当期日調書（合意配当の場合）	289
XXII 債権配当と破産	290
1 はじめに	290
2 債権執行手続と破産手続	290
3 破産手続開始決定の(ル)事件への影響	290
(1) 破産財団に属する債権に対する差押えの効力	291
(2) 実務の考え方	291
4 破産手続開始決定の(ナ)事件への影響	292

5 破産手続開始決定と供託金の処理について	293
(1) 債務者の破産事件が破産管財人選任事件の場合	293
(イ) 債権差押命令が(ル)事件のみの場合	293
(ロ) 債権差押命令に(ナ)事件がある場合	294
(2) 免責許可の申立てがあり、かつ、同時廃止決定があった場合	294
(3) 免責許可決定が確定した場合	295
(4) 債権差押命令の取消決定の告知を受けた後の供託	295
6 債権配当と民事再生手続	296
(1) 債権差押命令が(ル)事件のみの場合	296
(2) 債権差押命令に(ナ)事件がある場合	297
【記載例XXII-1】 破産管財人への供託金の交付を求める上申書	298
【記載例XXII-2】 同意書	300
【記載例XXII-3】 上申書（債権差押命令の取消しによる支払委託）	301
【参考例XXII-1】 民事再生法に基づく債権差押命令の取消決定例	302
〔参考〕 破産手続と債権執行の流れ	303
XXIII 債権配当と転付命令	304
1 はじめに	304
2 転付命令について	304
(1) 転付命令の発令要件	304
(2) 転付命令の効力	305
3 転付命令と第三債務者の供託	306
4 供託金の処理	307
5 供託金の払渡手続	309
6 転付命令に関する若干の留意すべき事項	311
(1) 転付命令と転付命令が競合した場合	311

(2) 債権差押命令送達後、優先権に基づく転付命令があった 場合	311	5 混合解消文書に関する若干の留意事項	335
(3) 転付命令と債務者の破産	311	(1) 訴訟手続で混合解消文書を求める場合の留意事項	335
【記載例XXIII-1】 転付命令確定により支払委託を求める上申書	312	(2) 譲受人から同意書を求める場合の留意事項	337
【記載例XXIII-2】 転付命令確定証明申請書	314	6 混合解消文書の取得および提出がされない場合について	337
XXIV 追加配当	317	7 譲受人の側で供託金の払渡しを受ける場合について	338
1 はじめに	317	(1) 譲受人が払渡しを受ける場合の手続	338
2 追加配当手続に移行する場合	318	(2) 譲受人が供託金の払渡しを受けた場合の債権配当等手続事 件の取扱い	338
3 追加配当手続について	319	8 混合解消文書の提出とその後の手続	338
(1) 手続費用について	320	(1) 混合解消文書の提出	338
(2) 配当期日の呼出しについて	320	(2) 差押債権者が複数おり、そのうちの一部の者から混合解消 文書が提出された場合について	339
(3) 債権計算書について	321	9 混合解消文書の提出がなくても配当等の実施ができる場合	340
(4) 配当財団について	321	【記載例XXV-1】 混合供託例	343
(5) 配当異議について	322	【記載例XXV-2】 配当等手続の実施を求める上申書	345
(6) 追加配当表の具体例—仮差押執行が取り下げられた場合	322	【記載例XXV-3】 債権譲受人の同意書	346
【記載例XXIV-1】 追加配当期日の指定を求める上申書	325	【参考例XXV-1】 混合供託に関する事務連絡	347
【参考例XXIV-1】 原配当表	326	【参考例XXV-2】 配当表例	350
【参考例XXIV-2】 追加配当表	328	【参考例XXV-3】 通知書	352
XXV 混合供託	331	XXVI 供託金額が少ない配当事件（いわゆる少額供託事件） について	353
1 混合供託とは	331	1 はじめに	353
2 混合供託後の手続（事情届の提出）	333	2 配当等手続に必要な手続費用	354
3 立件後の手続	333	3 少額供託事件を巡る若干の留意事項	355
4 執行裁判所が配当等の手続を実施するために必要となる文書	334	(1) 債権者の留意事項	355
(1) 混合解消文書の必要性	334	(2) 債務者の留意事項	356
(2) 代表的な混合解消文書	334	(3) 第三債務者の留意事項	357
(3) 混合解消文書の取得と提出	335		

XXVII 差押命令の申立ての取下げと債権配当358

- 1 はじめに358
- 2 取下げ手続の概要について358
 - (1) 取下げの方法358
 - (2) 取下げができる時期359
 - (3) 取下書の記載について359
- 3 取下げ後の供託金の処理について362
 - (1) すでに供託がなされた分を除いて取下げをした場合362
 - (2) すでに供託された部分を含めて取下げをした場合362
- 4 債務者への供託金還付手続362
 - (1) 支払委託をする方法362
 - (2) 取下証明書を交付する方法363
- 5 取下通知後の供託363
 - 【記載例XXVII-1】 上申書（差押命令の取下げによる支払委託）364
 - 【記載例XXVII-2】 取下証明申請書366
 - 【参考例XXVII-1】 上申書（定型）369

XXVIII 債権配当事件記録の閲覧・謄写370

- 1 債権配当事件記録は誰でも閲覧・謄写できるのか370
- 2 閲覧・謄写のできる利害関係を有する者とは誰か370
- 3 閲覧・謄写申請をする際に必要となる書類等371
 - (1) 申請人が自然人の場合371
 - (2) 申請人が法人の場合372
 - (3) その他372
- 4 閲覧・謄写を求める手続373
 - 【記載例XXVIII-1】 閲覧・謄写票375
 - 〔資料〕 事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて

(抜粋) (平成9年8月20日最高裁総三第97号総務局

長通達)376

【記載例XXVIII-2】 委任状377

【記載例XXVIII-3】 社員証明書378

XXIX 少額訴訟債権執行と弁済金交付手続379

- 1 はじめに379
- 2 少額訴訟債権執行手続において弁済金交付手続が行われる場合380
- 3 弁済金交付日の指定等381
- 4 弁済金交付計算書の記載事項382
- 5 移行手続等387
 - (1) 移行の必要性387
 - (2) 転付命令等の申立てがあった場合389
 - (3) 配当を実施すべき場合390
 - (4) 差押命令を発した執行裁判所が配当等を実施する場合390
 - (5) 裁量移行391
 - (6) 移行の効果392
 - (7) 移行決定後の事務処理392
- 6 裁判所書記官の移送処分393
 - 【記載例XXX-1】 転付命令等のための移行申立書394
 - 【参考例XXX-1】 弁済金交付計算書例1396
 - 【参考例XXX-2】 弁済金交付計算書例2398
 - 【参考例XXX-3】 転付命令等のための移行決定400
 - 【参考例XXX-4】 配当を実施すべき場合の移行決定401
 - 【参考例XXX-5】 差押命令を発した執行裁判所が配当等を実施する場合の移行決定402
 - 【参考例XXX-6】 裁量による移行決定403

【参考例XXX-7】 第三債務者に対する移行決定通知書	404
【参考例XXX-8】 裁判所書記官による移送処分	405

第2部 事例で見る債権配当手続

物語のはじめに	408
事件の始まり	409
〔裁判所から送られた債権差押命令〕	410
〔債権差押命令に同封された案内文〕	414
第1 供託	417
〔株式会社シーピーユーが受領した供託書正本〕	418
第2 差押えの競合	421
〔国分寺結花の申立てに対して発令された債権差押命令〕	422
第3 呼出し	427
〔白杉僚作成の配当メモ（その1）〕	430
〔白杉僚作成の配当メモ（その2）〕	432
〔配当期日呼出状及び計算書提出の催告書〕	438
〔債権計算書〕	439
〔請書〕	440
〔受書〕	441
〔配当期日呼出状〕	442
〔信濃町久美子作成の債権計算書〕	444
〔国分寺結花作成の債権計算書〕	447
第4 配当表原案の作成	449
〔配当表〕	452
〔配当加入等の状況表〕	454

〔支払委託書〕	456
〔証明書〕	457
〔高円寺梨奈分の奥書〕	458
〔国分寺結花分の奥書〕	459
第5 配当期日	460
〔支払手続の説明用資料〕	463